

市第89号議案

公園の指定管理者の指定

次のように公園の指定管理者を指定する。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市こども植物園及び横浜市児童遊園地（教養施設を除く。）	中区吉田町65番地	財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋 本 繁	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
南本宿公園（分区園に限る。）	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 渡邊 宣昭	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで
新横浜公園	中区尾上町6丁目81番地	横浜市体育協会・横浜マリノス・管理JV（ハリマビステム・東京ビジネスサービス・シンテイ警備・西田装美・協栄）共同事業体 代表者 財団法人横浜市体育協会 会長 須 藤 照 彦	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
若草台第二公園（分区園に限る。）	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 渡邊 宣昭	平成22年4月1日から平成26年3月31日まで
和泉アカシア公園（分区園に限る。）	同	同	同

提 案 理 由

横浜市こども植物園等の指定管理者を指定したいので、地方自治

市第89号

法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

横浜市体育協会・横浜マリノス・管理JV（ハリマビ
テム・東京ビジネスサービス・シンテイ警備・西田装美
・協栄）共同事業体の構成員

- 1 中区尾上町6丁目81番地
財団法人横浜市体育協会
会長 須藤 照彦
- 2 西区みなとみらい六丁目2番
横浜マリノス株式会社
代表取締役社長 齋藤 正治
- 3 神奈川県鶴屋町2丁目23番地の2
株式会社ハリマビテム
代表取締役社長 鴻 義久
- 4 東京都新宿区西新宿6丁目14番1号
東京ビジネスサービス株式会社
代表取締役社長 野島 信明
- 5 東京都中央区新富1丁目8番8号
シンテイ警備株式会社
代表取締役社長 安見 正彦
- 6 南区花之木町3丁目51番地の3
西田装美株式会社
代表取締役社長 富田 好昭
- 7 東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13番9号
株式会社協栄
代表取締役社長 山田 賢治

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）